

## 令和2年度 提言のまとめ

新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の危機はまさに「通常の見込まれる範囲外のもの」でした。自治体と指定管理者が協力しあって極力感染拡大を防止していかねばなりません。今までの協定書等には、コロナ禍のような非常事態の際の取り決めはありませんでした。しかし、熊本市※60の対応に見られるように、素早く今あるガイドライン等に適応させ見事な運用を図った自治体もあります。

今後、第二第三の感染症に対応するためにも、例えばリスク分担表の不可抗力の定義に「感染症拡大」を入れるなど、感染症を不可抗力のひとつとしてガイドライン等に明記する必要があると考えます。

また、不可抗力の負担者は基本的に自治体であること、負担は施設等の修復費用だけでなく業務や事業の中断にともなう「利用料金収入の減」の補填や災害拠点の経費増も明記が必要と考えます。

協議事項については、復旧に向けた力強い再建のための建設的な協議や、施設の活用に活気を取り戻し地域の活力を引き出すシンボルとしての施設を創り上げる事項を記載することが必要だと思います。

指定管理者制度を長期にわたり安定的に継続していくためには、「補填」のシステムが必要です。公益社団法人全国公立文化施設協会が令和2年3月27日に総務省への要請書で触れていた、「持続可能な継続的運営の確保」のための「複数年度での戻入」など、一定のストックを構築していくことも考えられます。

その第一歩として、危機に際して大きな「赤字」が予想される事態に対しては、

**「機会損失による収入減額」－「業務未執行等により支出しなかった費用」**

**＝補填額（＝損失の清算額）**

を経営の面から導入する必要があります。

1 大地震、風水害、感染症拡大などの危機に対応するためガイドライン等に「災害対応」の記載が必要です。また、リスク分担の項目の見直しを図り、曖昧な「協議」扱いをやめ、不可抗力の記載とその定義に「感染症拡大」をいれる必要があります。

2 災害が起こってからでなく、事前に協議のうえ役割分担を決めて災害時の業務を明確にし、指定管理者に明示しておく必要があります。事業者として職員への覚悟と訓練の実施が可能となります。特に「不可抗力」についてのリスク分担は、原則自治体とし、項目によっては「清算」方法を明記する必要があります。

- 3 災害時の指定管理者職員の補償について、自治体は「覚書」等書面で公務災害並みの補償を約束することが必要だと考えています。できれば災害避難所等で従事した際の身分を「みなし公務員」として取り扱う制度の適用整備を、ともに国に働きかけることも必要だと考えています。

以上

※提言の本文（冊子）をご希望の方は、指定管理者協会ホームページ画面右上の「お問い合わせ（<http://www.shiteikanri.org/contact/tabid/62/Default.aspx>）」からお申込みください。無償でご提供いたします。（大量に冊子を希望される場合は有償とさせていただきます）